

国空予管第210号
平成23年11月18日

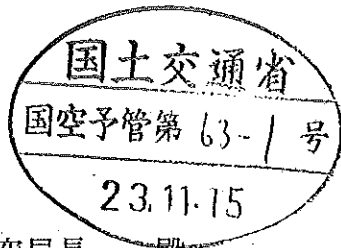
地方航空局長 あて

航 空 局 長

「工事監理業務契約書について」の一部改正について

標記について、大臣官房会計課長から別添（「建設コンサルタント業務等における違約金に関する条項の制定について」の一部改正について（平成23年10月24付国会契第65号））のとおり通知があり、「工事監理業務契約書について」（平成22年10月29日付国空予管第630-2号）を一部改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

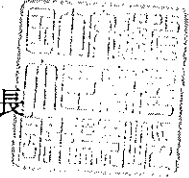
なお、貴管下関係機関に対しても周知願います。



航空局長 殿

国会契第 65 号
平成 23 年 10 月 24 日

大臣官房会計課長



「建設コンサルタント業務等における違約金に関する条項の制定について」の
一部改正について

平成 23 年 7 月に刑法（明治 40 年法律第 45 号）が改正されたことを受けて、今般、「
建設コンサルタント業務等における違約金に関する条項の制定について」（平成 15 年
5 月 15 日付け国会契第 3 号）を下記のとおり改正したので、遺漏なきよう措置され
たい。

記

別紙中「第 96 条の 3」を「第 96 条の 6」に改める。